

長崎大学教養教育履修規程

(平成24年1月27日規程第2号)

目次

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 授業科目及び最低修得単位数(第4条—第7条)

第3章 履修, 単位の認定, 考査及び成績評価(第8条—第18条)

第4章 外国人留学生等の特例(第19条・第20条)

第5章 雑則(第21条—第25条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は, 長崎大学学則(平成16年学則第1号。以下「学則」という。)第44条の規定に基づき, 長崎大学(以下「本学」という。)における教養教育の履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(教養教育)

第2条 教養教育は, 大学教育における基本的教養を会得させ, 併せて専門の幅広い基盤を理解させることを目的とし, 4年又は6年一貫の教育課程の一環として, 全学の協力の下に実施するものとする。

(夜間主コースの教養教育)

第3条 昼夜開講制の学部については, 主として夜間に授業を行うコース(以下「夜間主コース」という。)の学生を対象とした教養教育を実施する。

2 前項の夜間主コースの学生を対象とした教養教育の履修に関し必要な事項は, 長崎大学における夜間主コースの教養教育の履修に関する規程(平成24年規程第3号)の定めるところによる。

第2章 授業科目及び最低修得単位数

(授業科目の区分)

第4条 教養教育は, 教養基礎科目, モジュール科目, 選択科目及び自由科目に分類し, 開設する授業科目の区分(以下「科目区分」という。)は, 次の表の左欄に掲げる分類に応じ, それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

分類	科目区分
教養基礎科目	教養ゼミナール科目
	情報科学科目
	数理・データサイエンス科目
	健康・スポーツ科学科目
	キャリア教育科目
	プラネタリーヘルス科目
	外国語科目
モジュール科目	教養モジュールⅠ科目
	教養モジュールⅡ科目
選択科目	人文・社会科学科目
	生命・自然科学科目
	総合科学科目
	グローバル科目
自由科目	教職課程関連科目

(授業科目の名称等)

第5条 授業科目の名称, 単位数, 必修又は選択の別及び標準履修年次は, 別表第1に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず, モジュール科目, 選択科目及び自由科目の授業科目については, 学年の始めに告示する。

3 授業科目は, 学則第8条に定める学期又は当該学期を前半及び後半に分けた期間を単位として開設する。

(1単位当たりの授業時間)

第6条 1単位の授業科目は, 45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし, 授業の方法に応じた1単位当たりの授業時間は, 学則第33条第1項各号に定める基準によるものとする。

2 学則第33条第2項の規定に基づき, 教育効果を考慮して, 1単位当たりの授業時間を, 情報基礎にあつては15時間, 外国語科目及び第19条に定める留学生用科目(日本語上級Ⅰ, 日本語上級Ⅱa及び日本語上級Ⅱbに限る。)の授業科目にあつては30時間とする。

(最低修得単位数)

第7条 教養教育の最低修得単位数は, 別表第2に定めるとおりとする。

第3章 履修, 単位の認定, 考査及び成績評価

(履修の曜日)

第8条 学生は, 原則として, 毎週第1年次には3日, 第2年次前期には2日, それぞれ所定の曜日に教養教育の授業科目を履修するものとする。

(外国語科目の履修)

第9条 学生は, 外国語科目の履修に当たっては, 英語及び初習外国語を履修しなければならない。

2 学生は, 初習外国語のうちから一の外国語を選択して, 入学当初に初習外国語選択願を提出しなければならない。

3 初習外国語選択願を提出し, 履修を許可された初習外国語は, 必修科目とする。

4 前項の規定により, 履修を許可された初習外国語は, 他の初習外国語に変更することができない。

5 学則第30条第3項に定める外国人留学生等(以下「外国人留学生等」という。)は, 外国語科目の履修に当たっては, 入学当初に母語を届け出なければならない。この場合において, 外国語科目のうち母語である科目を履修することができない。

6 外国人留学生等は, 外国語科目の履修に関し, 第20条に定めるところにより, 履修の特例を受けることができる。

(モジュール科目の履修)

第10条 学生は, 教養モジュールⅠ科目及び教養モジュールⅡ科目の履修に当たっては, 所定の期日までに同一のカテゴリーの中からそれぞれ一つのテーマを選択し, 履修を許可されたテーマの授業科目を履修しなければならない。

(履修科目の登録)

第11条 学生は, 履修しようとする授業科目(以下「履修科目」という。)について, 所定の期日までに履修科目を登録しなければならない。

2 履修科目を登録しなかった者は, 授業科目を履修し, 単位の認定を受けることができない。

3 履修科目を登録した後に, 履修科目を変更するとき又は授業科目の履修を取りやめるときは, 所定の期日までに履修科目の変更又は取消しを登録しなければならない。

(履修科目の登録の上限)

第12条 学生が教養教育の履修科目として登録することのできる単位数の上限は, 各学部の定めるところによる。

(単位の認定)

第13条 授業科目の単位の認定は、考査の結果に基づいて行う。

(考査)

第14条 考査は、試験、論文、報告書その他の方法により行うものとする。

- 2 試験は、各学期末又は学期を前半及び後半に分けて授業科目を開設した場合は、その期間の末に期日を定めて行う。ただし、授業科目によっては、随時に試験を行うことがある。
- 3 授業に出席した時数が授業を行った時数の3分の2に達しない授業科目については、受験資格を認めない。ただし、忌引、病気その他やむを得ない理由のため欠席した者が所定の証明書等を添えて欠席届を提出したときは、当該欠席時数について考慮することがある。
- 4 考査において不正行為を行った者には、学則第50条に定める懲戒その他別に定める必要な処置を行う。

(成績評価)

第15条 考査の成績評価は、前条第1項に掲げるもののほか、平素の学修成績、授業への取組状況等を考慮して行う。

2 成績評価の基準及び評語については、次のとおりとする。

判定	成績評価	評語	成績評価基準
合格	100～90点	AA	A以上に優れている
	89～80点	A	授業科目の到達目標以上に高度な内容を身に付けており、授業で身に付けるべき内容を十分に習得している
	79～70点	B	C以上に優れているがAに満たない場合
	69～60点	C	授業科目の到達目標を満たしており、授業で身に付けるべき最低限の内容を習得している
不合格	59点以下	D	
合格		合	授業科目の到達目標を満たしている
不合格		否	授業科目の到達目標を満たしていない

(追試験)

第16条 病気、忌引その他やむを得ない理由により試験を受けることができなかった者には、当該授業科目について追試験を行うことがある。ただし、試験を放棄したとみなされる者については、追試験を行わない。

- 2 追試験の実施は、1回限りとする。
- 3 追試験を受ける場合は、所定の期日までに、所定の証明書等を添え、追試験願を提出して許可を得なければならない。

(再試験)

第17条 考査の結果、不合格となった者に対する当該授業科目の再試験は、原則として行わない。

- 2 特別の理由により、再試験を行う場合の成績評価は、C又はDとする。

(再履修)

第18条 履修した授業科目のうち、不合格となった授業科目については、当該授業科目を再度履修しなければ単位の認定を受けることができない。

第4章 外国人留学生等の特例

(留学生用科目)

第19条 外国人留学生等を対象として、留学生用科目を開設する。

2 留学生用科目の授業科目及び単位数は、別表第3に定めるとおりとする。

(外国人留学生等の履修の特例)

第20条 外国人留学生等(英語を母語とする者を除く。)は、留学生用科目の授業科目を履修し、単位を修得したときは、別表第2に定める最低修得単位数のうち、次の表の左欄に掲げる学部に応じ、同表の右欄に掲げる授業科目の単位に代えることができる。ただし、日本事情については、外国語科目の単位に代えることができない。

多文化社会学部	1 外国語科目の初習外国語の単位として4単位まで 2 次に掲げる単位として合わせて6単位まで (1) 履修を許可された教養モジュールⅡ科目の単位として4単位まで (2) 選択科目の単位として6単位まで
教育学部	1 外国語科目の英語(英語コミュニケーションⅠ、英語コミュニケーションⅡ、総合英語Ⅰ及び総合英語Ⅱを除く。)又は初習外国語の単位として2単位まで 2 次に掲げる単位として合わせて6単位まで (1) 履修を許可された教養モジュールⅡ科目の単位として4単位まで (2) 選択科目の単位として4単位まで
薬学部 水産学部	1 外国語科目の英語(英語コミュニケーションⅠ、英語コミュニケーションⅡ、総合英語Ⅰ及び総合英語Ⅱを除く。)又は初習外国語の単位として2単位まで 2 次に掲げる単位として合わせて6単位まで (1) 履修を許可された教養モジュールⅡ科目の単位として4単位まで (2) 選択科目の単位として6単位まで
医学部保健学科	1 外国語科目の初習外国語の単位として2単位まで 2 次に掲げる単位として合わせて6単位まで (1) 履修を許可された教養モジュールⅡ科目の単位として4単位まで (2) 選択科目の単位として4単位まで
経済学部 医学部医学科 歯学部 情報データ科学部 工学部 環境科学部	1 外国語科目の初習外国語の単位として2単位まで 2 次に掲げる単位として合わせて6単位まで (1) 履修を許可された教養モジュールⅡ科目の単位として4単位まで (2) 選択科目の単位として6単位まで

2 英語を母語とする外国人留学生等は、留学生用科目(日本事情を除く。)を6単位履修し、修得しなければならない。この場合において、修得した単位については、英語の単位に代えるものとし、日本事情を履修し、修得した単位があるときは、履修を許可された教養モジュールⅡ科目又は選択科目の単位に代えることができるものとする。

3 前項に規定する場合において、なお英語の単位が不足するときは、長崎大学教務委員会が指定する授業科目を履修し、修得することにより、当該修得した単位を不足する英語の単位に代えるものとする。

第5章 雑則

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第21条 学則第36条第1項の規定により、教養教育の授業科目として取り扱う他の大学(放送大学を含む。)又は短期大学における授業科目を履修しようとする者は、第11条の規定にかかわらず、所定の期日までに出席票を提出しなければならない。

- 2 修得した単位は、外国語科目にあつては3単位を超えない範囲で、教養モジュールⅠ科目、教養モジュールⅡ科目及び選択科目にあつては合計10単位を超えない範囲で、教養教育の最低修得単位数に含めるものとする。
- 3 第1項に規定する授業科目については、学年の始めに告示する。

第22条 学則第36条第2項の規定により、外国の大学又は短期大学に留学し、又は外国の大学又は短期大学の授業科目を休学期間中に履修し、その修得した単位等を教養教育の外国語科目、教養モジュールⅡ科目及び選択科目の単位として認定を受けようとする者は、所定の期日までに履修した授業科目に係る修得単位認定証明書、成績証明書又は学修の成果を証明する書類を提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、認定することができる単位は、前条第2項に規定する単位と合わせて、外国語科目にあつては3単位を超えない範囲と、教養モジュールⅡ科目及び選択科目にあつては合計10単位を超えない範囲とする。

(外国語技能検定試験等の成果に係る学修等)

第23条 学則第37条第1項に規定する大学以外の教育施設等における学修のうち、外国語技能検定試験等(以下「検定試験等」という。)における成果に係る学修について、教養教育の授業科目の単位として認定を受けようとする者は、各学期の所定の期日までに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 単位認定申請書

(2) 単位認定を申請する検定試験等の成績等を証明する書類

- 2 前項の規定により教養教育の授業科目の履修とみなし、与えることができる単位数は、第21条第2項、前条第2項及び次条第2項に規定する単位と合わせて、次に定める単位数を超えない範囲とする。

(1) 外国語科目の英語の授業科目 6単位

(2) 外国語科目の初習外国語の授業科目 2単位(多文化社会学部は4単位)

(3) 留学生用科目の授業科目 4単位(英語を母語とする外国人留学生等は6単位)

- 3 検定試験等における成果に係る学修の単位認定の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第24条 学則第38条の規定により、教養教育の授業科目に係る入学前の既修得単位等の認定を受けようとする者は、所定の期日までに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 既修得単位認定申請書

(2) 成績証明書又は学修の成果を証明する書類

- 2 入学前の既修得単位等として認定する単位は、次に定める単位数を超えない範囲で、合計20単位以内とする。

(1) 情報科学科目、数理・データサイエンス科目、キャリア教育科目、外国語科目の初習外国語の授業科目、教養モジュールⅡ科目及び選択科目 14単位

(2) 外国語科目の英語の授業科目 6単位

(3) 留学生用科目の授業科目 4単位(英語を母語とする外国人留学生等は6単位)

- 3 前項の規定により認定された単位は、教養教育の授業科目の履修により修得したもののみなす。

(補則)

第25条 この規程に定めるもののほか、教養教育の履修に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 令和3年3月31日現在本学に在学している者(以下「在学者」という。)及びこの規程施行後在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の長崎大学教養教育履修規程の規定(第15条の規定を除く。)にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1(第5条関係)

分類	科目区分	授業科目名	単位数		標準履修年次	備考	
			必修	選択			
教養基礎科目	教養ゼミナール科目	初年次セミナー	1		1		
	情報科学科目	情報基礎	2		1		
	数理・データサイエンス科目	データサイエンス概論	1		1		
		統計学概論	1		1		
	健康・スポーツ科学科目	健康科学	1		1		
		スポーツ演習(*1)		1	1・2	(*1)は、教育学部の学生のみ必修とする。	
	キャリア教育科目	キャリア入門		1	1		
	プラネタリーヘルス科目	プラネタリーヘルス入門	1		1		
	外国語科目	英語	英語コミュニケーションⅠ	1		1	
			英語コミュニケーションⅡ	1		1	
			英語コミュニケーションⅢ	1		2	
			総合英語Ⅰ	1		1	
			総合英語Ⅱ	1		1	
			総合英語Ⅲ	1		2	
		初習外国語	ドイツ語Ⅰ	1		1	(*2)は、多文化社会学部のみ。
			ドイツ語Ⅱ	1		1	
			ドイツ語Ⅲ(*2)	1		2	
ドイツ語Ⅳ(*2)			1		2		
フランス語Ⅰ			1		1		
フランス語Ⅱ			1		1		
フランス語Ⅲ(*2)			1		2		

		フランス語Ⅳ(*2)	1		2
		中国語Ⅰ	1		1
		中国語Ⅱ	1		1
		中国語Ⅲ(*2)	1		2
		中国語Ⅳ(*2)	1		2
		韓国語Ⅰ	1		1
		韓国語Ⅱ	1		1
		韓国語Ⅲ(*2)	1		2
		韓国語Ⅳ(*2)	1		2
モジュール科目	教養モジュールⅠ科目	学年の始めに告示する。			
	教養モジュールⅡ科目	学年の始めに告示する。			
選択科目	人文・社会科学科目	学年の始めに告示する。			
	生命・自然科学科目	学年の始めに告示する。			
	総合科学科目	学年の始めに告示する。			
	グローバル科目	学年の始めに告示する。			
自由科目	教職課程関連科目	学年の始めに告示する。			

注

- 1 学生は、所定の時間割に従って履修し、教養基礎科目については指定されたクラスで受講すること。
- 2 初習外国語については、入学当初に一つの外国語を選択し、履修を許可された科目を必修科目とする。

別表第2(第7条関係)

教養教育の最低修得単位数

分類・科目区分		学部・学科	多文化社会学部	教育学部	経済学部	医学部		歯学部	薬学部	情報データ科学部	工学部	環境科学部	水産学部	
						医学科	保健学科							
教養教育科目	教養ゼミナール科目		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	情報科学科目		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	数理・データサイエンス科目		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	健康・スポーツ科学科目		1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	キャリア教育科目		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	プラネタリーヘルス科目		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	外国語科目	英語		6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
		初習外国語		4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
小計			18	17	16	16	16	16	16	16	16	16	16	
モジュール科目	教養モジュールⅠ科目		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	教養モジュールⅡ科目		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	小計			8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
選択科目	人文・社会科学科目		2~4	2~5	8	2~4	2~4	4~6	4	2~4	2~4	2~4	4	
	生命・自然科学科目		2~4	0~4		2~4	0~2	2~4	2	2~4	2~4	2~4	2	
	総合科学科目		0~2	0~2		0~2	0~2	0~2	0	0~2	0~2	0~2	0	
	グローバル科目		0~2	0~2	0	0~2	0~2	0~2	0	0~2	0~2	0~2	0	
	小計			6	5	8	6	4	8	6	6	6	6	6
合計			32	30	32	30	28	32	30	30	30	30	30	

別表第3(第19条関係)

留学生用科目

授業科目	単位数
日本語上級Ⅰ	2
日本語上級Ⅱa	2
日本語上級Ⅱb	2
日本事情	2